

離婚事件 着手金・報酬金等一覧表 (離婚希望 または 離婚を請求したい)

プラン		着手金(税込)	報酬金(税込)	料金(税込)	出張追加料金(税込)	備考
ご自身で手	バックアッププラン			基本料金 55,000円 / 3ヶ月まで 延長料金 16,500円 / 1ヶ月		資料のコピーや相談記録を保管し、ご契約期間中、1ヶ月2時間の範囲であれば、何度でも、弁護士が面談・電話相談に応じるサービスです。 (注)離婚協議書などの書面の作成は別料金となります。
	離婚協議書作成			110,000円		
弁護士に依頼	協議代理人プラン(通常プラン)	275,000円	275,000円 + 経済的利益の11%		公正証書代理作成のときの日当 多治見公証人役場16,500円	'経済的利益'とは 請求する側...認められた額 請求される側...相手の請求から減額された額 慰謝料・財産分与は総額 養育費は3年分 年金分割は含めない (そのほかの裁判所については、ご相談ください。)
	(オプションサービス) 離婚成立までの生活費(婚姻費用)請求手続 離婚成立までの面会交流	0円	支払を受ける側は離婚成立までに支払いを受けた額の11%(依頼者の意思で離婚を取りやめたときは、3年分の11%) 支払をする側は33,000円 + 減額できた額(離婚成立までの期間)の11%			
	調停代理人プラン(通常プラン)	385,000円	385,000円 + 経済的利益の11%		岐阜家庭裁判所多治見支部 何回でも無料(追加料金なし) 岐阜家庭裁判所中津川出張所 4回目で以降1回ごとに22,000円 岐阜家庭裁判所御嵩支部 4回目以降1回ごとに16,500円 名古屋家庭裁判所本庁 4回目以降1回ごとに22,000円 岐阜家庭裁判所本庁 3回目以降1回ごとに33,000円	
	(親権について争いがある場合)	440,000円	385,000円 + (親権取得時)220,000円 + 経済的利益の11%			
	(オプションサービス 仮処分は別途協議) 並行する離婚成立までの生活費(婚姻費用)請求調停	調停55,000円 審判移行+165,000円	支払を受ける側は離婚成立までに支払いを受けた額の11%(依頼者の意思で離婚を取りやめたときは、3年分の11%) 支払をする側は33,000円 + 減額できた額(離婚成立までの期間(最大3年間))の11% 審判移行した時は66,000円 + 減額できた額(離婚成立までの期間(最大3年間))の11%			
	並行する離婚成立までの面会交流調停	調停110,000円 並行しなくなったとき +220,000円 審判移行+220,000円	110,000円 (並行しなくなった後や審判によるとき330,000円)			
	協議代理人プランから引き続き受任する場合	差額追加	110,000円(親権について争いがあるとき165,000円)で調停代理人プランに移行できます			
	協議調停代理人ゴールドプラン	1,980,000円	550,000円 + 経済的利益の11%		調停代理人プラン(通常プラン)と同じ	
	(親権について争いがある場合)	2,090,000円	550,000円 + (親権取得時)220,000円 + 経済的利益の11%			
	(オプションサービス)通常プランと同じ					
訴訟代理人プラン(通常プラン)	495,000円	495,000円 + 経済的利益の11%		調停代理人プラン(通常プラン)と同じ		
(親権について争いがある場合)	550,000円	495,000円 + (親権取得時)220,000円 + 経済的利益の11%				
調停代理人プランから引き続き受任する場合	220,000円追加	訴訟代理人プランに移行できます				
訴訟代理人ゴールドプラン	2,640,000円	660,000円 + 経済的利益の11%		調停代理人プラン(通常プラン)と同じ		
(親権について争いがある場合)	2,750,000円	660,000円 + (親権取得時)220,000円 + 経済的利益の11%				
離婚調停代理人ゴールドプランから引き続き受任する場合	1,320,000円追加	訴訟代理人ゴールドプランに移行できます				
離婚後の手続き						
アフターケアサービス(協議代理人プラン、調停代理人プラン、訴訟代理人プランを利用された方へのサービス)						
年金分割の審判手続き				33,000円		
子の氏の変更手続き				22,000円		
離婚後手続単独サービス(アフターケアサービスに該当しない方)						
年金分割の審判手続き				77,000円		
子の氏の変更手続き				55,000円		
他	(セット割引)不貞相手への慰謝料請求					
	交渉(離婚事件依頼中)・調停(離婚調停と同時申立) 訴訟(離婚事件依頼中)	110,000円 220,000円	合意額 × 17.6% (但し、最低額を110,000円とする) 判決・和解で認められた額 × 17.6%			

離婚事件 着手金・報酬金等一覧表（離婚を求められていて、離婚したくない方）

多治見ききょう法律事務所

ご自身で手続きをされる方向けサービス（離婚を求められていて、離婚したくない方）

バックアッププラン	基本料金 55,000円／3ヶ月まで 延長料金 16,500円／1ヶ月		資料のコピーや相談記録を保管し、ご契約期間中、1ヶ月2時間の範囲であれば、何度でも、弁護士が面談・電話相談に応じるサービスです。 (注)書面の作成は別料金となります。
お手紙改善サポート	基本料金 88,000円／4時間まで 延長料金 22,000円／1時間		男性向けのサービスです。奥様宛のお手紙を書いていただき、事情をお聞きして、考え方・伝え方を改善提案するサービスです。

弁護士が文章を読ませていただくのに要する時間も、時間計算に含まれます。

協議代理人プラン（裁判所の手続外で離婚を求められていて、離婚したくない方）

		復縁(積極的な修復)希望のとき	離婚回避だけ希望のとき	
着手金		275,000円	275,000円	
報酬金	以下の合計額			
	離婚回避報酬			
	①離婚回避	275,000円＋請求されていた慰謝料額の11%	275,000円＋請求されていた慰謝料額の11%	当面別居の合意成立または同居を、離婚回避とします。慰謝料を支払うこととなったときは、減額幅で計算します。
	②離婚調停申立をされずに済んだ	165,000円	165,000円	着手から1年以内に調停申立がなかった場合にお支払いいただきます
	③離婚調停申立をされた	0円	0円	
	夫婦関係改善報酬			離婚回避報酬とは別となります
	(i)同居できた	165,000円	—	
	(ii)会って話ができなかった状態から会って話せるようになった(面会交流のときに付添ってくれて話せる場合も含む)	110,000円	—	いずれか高いもののみ
	(iii)LINE・メール・電話などで直接やりとりができなかった状態から直接やりとりできるようになった	110,000円	—	
	面会交流の調整をしたときの別途報酬			
	子供がいる夫婦:子供と別居状態の親			
	(A1)子供と会えなくなっていた状態が会えるようになった	220,000円	220,000円	
	(A2)子供と会える回数や時間が増えた	165,000円	165,000円	いずれか高いもののみ
	(A3)面会交流のルールを取り決めることができた	165,000円	165,000円	
	子供がいる夫婦:子供と同居状態の親			
	(B1)相手が子供と会ってくれなかった状態から会ってくれるようになった	220,000円	—	
	(B2)相手が子供と会ってくれる回数や時間が増えた	165,000円	—	いずれか高いもののみ
	(B3)面会交流のルールを取り決めることができた	165,000円	165,000円	
	婚姻費用紛争の調整をしたときの別途報酬			
	(ア)婚姻費用を請求されて請求額よりも少なく合意ができた	33,000円＋減額幅の3年分×11% 審判移行した時は66,000円＋減額幅(離婚成立までの期間(最大3年分))の11%	33,000円＋減額幅の3年分×11% 審判移行した時は66,000円＋減額幅(離婚成立までの期間(最大3年分))の11%	調停や訴訟までご依頼いただき、離婚の結果となってしまった場合は、離婚までの期間で計算し精算します
	(イ)婚姻費用を支払ってもらえるようになった、支払額を増やしてもらった	支払額の3年分×11%	支払額の3年分×11%	

面会交流、婚姻費用の紛争について裁判所の調停手続となったときの着手金・報酬金は、別の定めによります。
離婚に応じて協議離婚を成立させることになったときは、「離婚回避報酬」「夫婦関係改善加算報酬」に代えて、次の報酬金をいただきます。
275,000円＋経済的利益の11%
経済的利益とは、請求する側は認められた額、請求される側は相手の請求から減額できた額をいいます。
慰謝料・財産分与は総額、養育費は3年分で計算します。年金分割は含みません。

最終改訂 令和3年3月25日

(金額は、いずれも消費税込)

調停代理人プラン(離婚調停を申し立てられていて、離婚したくない方)

		復縁(積極的な修復)希望のとき	離婚回避だけ希望のとき	
着手金		385,000円 (親権に争いがあるときは440,000円)	385,000円 (親権に争いがあるときは440,000円)	協議代理人プランからの継続のときは差額
報酬金	以下の合計額			
	離婚回避報酬			
	①離婚回避	385,000円+請求されていた慰謝料額の11%	385,000円+請求されていた慰謝料額の11%	当面別居の調停成立または同居による終了を、離婚回避とします。慰謝料を支払うこととなったときは、減額幅で計算します。
	②調停不成立・取下げとなり、訴訟提起をされずに済んだ	165,000円	165,000円	調停終了から半年間に訴訟提起がなかった場合にお支払いいただきます
	③離婚訴訟提起をされた	0円	0円	
	夫婦関係改善報酬			離婚回避報酬とは別となります
	(i)同居できた	165,000円	—	
	(ii)会って話ができなかった状態から会って話せるようになった(面会交流のときに付添ってくれて話せる場合も含む)	110,000円	—	いずれか高いもののみ
	(iii)LINE・メール・電話などで直接やりとりができなかった状態から直接やりとりできるようになった	110,000円	—	
	面会交流の調整をしたときの別途報酬			面会交流調停をしないとき
	子供がいる夫婦・子供と別居状態の親			
	(A1)子供と会えなくなっていた状態が会えるようになった	220,000円	220,000円	
	(A2)子供と会える回数や時間が増えた	165,000円	165,000円	いずれか高いもののみ
	(A3)面会交流のルールを取り決めることができた	165,000円	165,000円	
子供がいる夫婦・子供と同居状態の親				
(B1)相手が子供と会ってくれなかった状態から会ってくれるようになった	220,000円	220,000円	いずれか高いもののみ	
(B2)相手が子供と会ってくれる回数や時間が増えた	165,000円	165,000円		
(B3)面会交流のルールを取り決めることができた	165,000円	165,000円		
婚姻費用紛争の調整をしたときの別途報酬				
(ア)婚姻費用を請求されて請求額よりも少なく合意ができた	33,000円+減額幅の3年分×11% 審判移行した時は66,000円+減額幅(離婚成立までの期間(最大3年分))の11%	33,000円+減額幅の3年分×11% 審判移行した時は66,000円+減額幅(離婚成立までの期間(最大3年分))の11%	調停や訴訟までご依頼いただき、離婚の結果となってしまった場合は、離婚までの期間で計算し精算します	
(イ)婚姻費用を支払ってもらえるようになった、支払額を増やしてもらった	支払額の3年分×11%	支払額の3年分×11%		

面会交流調停のときは、面会交流調停の着手金として110,000円をいただきます。離婚調停終了により面会交流調停のみ残ったときは追加着手金220,000円をいただきます。

面会交流調停が審判に移行したときは、追加着手金として220,000円をいただきます。

面会交流調停が成立したときは、面会交流調停の報酬金として330,000円いただきます。その場合、(A1)~(A3)、(B1)~(B3)の報酬はありません。

婚姻費用分担請求調停のときは、婚姻費用分担請求の着手金として55,000円をいただきます。審判移行時は追加着手金165,000円。報酬額はこの表と同じです。

離婚に応じて離婚調停を成立させることになったときは、次の報酬金をいただきます。面会交流調停・婚姻費用分担請求調停の報酬は別となります。

親権に争いのない場合 385,000円+経済的利益の11%

親権に争いがある場合 385,000円+(親権取得時)220,000円+経済的利益の11%

経済的利益とは、請求する側は認められた額、請求される側は相手の請求から減額できた額をいいます。

慰謝料・財産分与は総額、養育費は3年分で計算します。年金分割は含みません。

出張追加料金

岐阜家庭裁判所多治見支部 何回でも無料(追加料金なし)

岐阜家庭裁判所御嵩支部 4回目以降1回ごとに16,500円

名古屋家庭裁判所本庁 4回目以降1回ごとに22,000円

岐阜家庭裁判所本庁 3回目以降1回ごとに33,000円

(そのほかの裁判所については、ご相談ください)

訴訟代理人プラン(離婚訴訟を提起されていて、離婚したくない方)

		復縁(積極的な修復)希望のとき	離婚回避だけ希望のとき	
着手金		495,000円 (親権に争いがあるときは550,000円)	495,000円 (親権に争いがあるときは550,000円)	調停代理人プランからの継続のときは220,000円
報酬金	以下の合計額			
	離婚回避報酬			
	①離婚回避	495,000円+経済的利益の11%	495,000円+経済的利益の11%	離婚請求棄却、訴え取下げ、離婚しない形の和解を、離婚回避とします。
	②離婚が認められたが、受けていた財産上の請求を下げる事ができた・親権を確保することができた	経済的利益の11%+(親権に争いがあり親権の確保ができたとき)220,000円	経済的利益の11%+(親権に争いがあり親権の確保ができたとき)220,000円	
	夫婦関係改善報酬			離婚回避報酬とは別となります
	(i)同居できた	165,000円	—	
(ii)会って話ができなかった状態から会って話せるようになった(面会交流のときに付添ってくれて話せる場合も含む)	110,000円	—	①の結果となったときのみ	
(iii)LINE・メール・電話などで直接やりとりができなかった状態から直接やりとりできるようになった	110,000円	—	いずれか高いもののみ	

途中で有利な離婚をめざすご意向となったときは、次の報酬金をいただきます。

親権に争いのない場合 495,000円+経済的利益の11%

親権に争いがある場合 495,000円+(親権取得時)220,000円+経済的利益の11%

経済的利益とは、請求する側は認められた額、請求される側は相手の請求から減額できた額をいいます。

慰謝料・財産分与は総額、養育費は3年分で計算します。年金分割は含みません。

ただし、①の報酬額計算の経済的利益は、請求されている慰謝料額のみで計算します。

出張追加料金

岐阜家庭裁判所多治見支部 何回でも無料(追加料金なし)

岐阜家庭裁判所御嵩支部 4回目以降1回ごとに16,500円

名古屋家庭裁判所本庁 4回目以降1回ごとに22,000円

岐阜家庭裁判所本庁 3回目以降1回ごとに33,000円

(そのほかの裁判所については、ご相談ください)